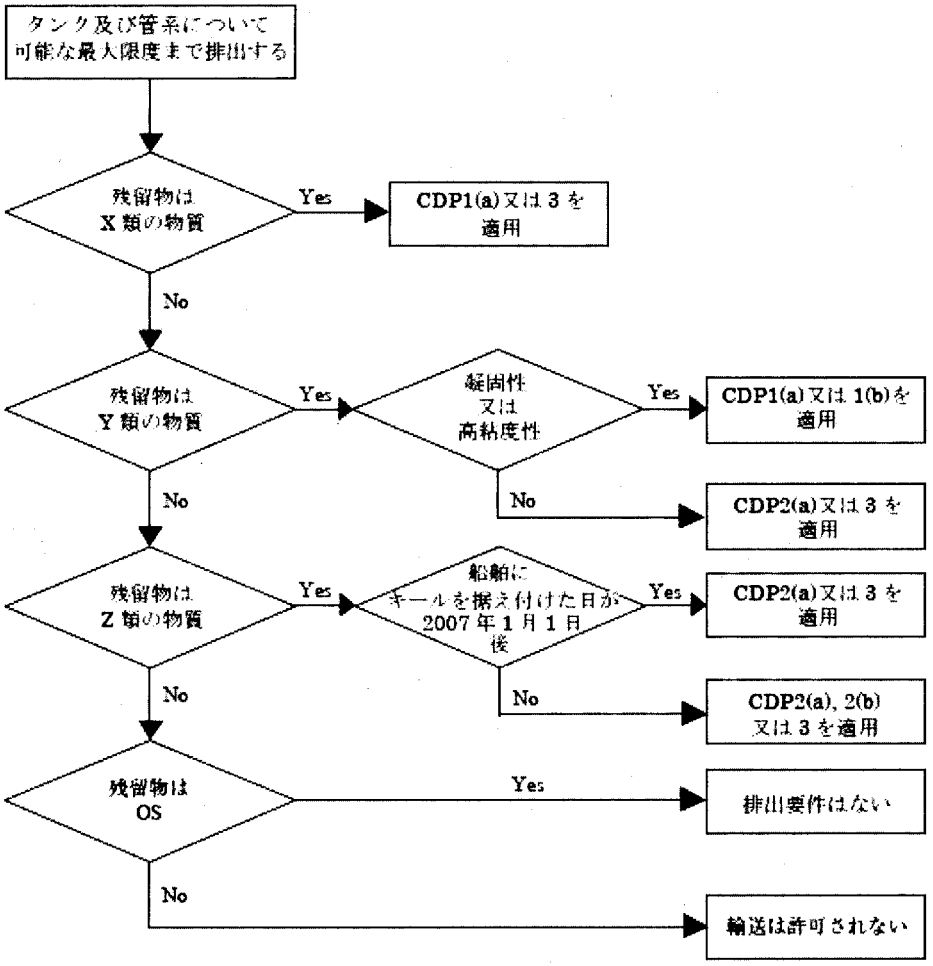
補遺Ａ

フローチャート――貨物タンクの洗浄及びＸ類、Ｙ類及びＺ類の物質の残留物を含有するタンク洗浄水／バラストの処分

注釈１：このフローチャートは、すべての船齢の船舶に適用される基本的要件を示し、指針としてのみ用いるためのものである。

注釈２：海洋へのすべての排出は、附属書Ⅱによつて規制される。

注釈３：南極海域内においては、有害液体物質又は当該物質を含有する混合物のいかなる排出も禁止されている。



船　舶　の　詳　細	ストリッピングの要件（リットル）		
	Ｘ　類	Ｙ　類	Ｚ　類
新船：2007年１月１日後にキールを据え付けたもの	75	75	75
2007年１月１日までのＩＢＣ船舶	100＋50許容	100＋50許容	300＋50許容
ＢＣＨ船舶	300＋50許容	300＋50許容	900＋50許容
その他の船舶：2007年１月１日前にキールを据え付けたもの	該当しない	該当しない	できる限り最大限度まで空にする

洗浄及び処分の手順（ＣＤＰ）

（ＣＤＰ番号を特定する欄の上から印を付しているところに各手順を順番に記入すること。）

番号	作　業　内　容	手順番号				
		1(a)	1(b)	2(a)	2(b)	3
1	少なくともこの手引書第３部の手順に従い、最大限度までタンク及び管系をストリッピングする。	X	X	X	X	X
2	この手引書の補遺Ｂに従い予備洗浄を適用し、残留物を受入施設に排出する。	X	X			
3	予備洗浄に加えて、次のとおり追加洗浄を適用する。 1994年７月１日前に建造された船舶については、洗浄装置の１サイクル全部 1994年７月１日以後に建造された船舶については、ｋ＝1.0によつて計算する以上の水の量		X			
4	この手引き書の補遺Ｃに従い痛風方法を適用する。					X
5	商業上の基準までタンクにバラストを積み込み、又はタンクを洗浄する。	X		X	X	X
6	タンクに加えたバラスト		X			
7	予備洗浄以外のバラスト／残留物／水混合物の排出についての条件					
	.1　陸地からの距離＞12海里	X		X	X	
	.2　船舶の速力＞７ノット	X		X	X	
	.3　水深＞25メートル	X		X	X	
	.4　喫水線の下の排出の使用（許可される排出率を超えない。）	X		X		